

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香芝市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

奈良県香芝市長

公表日

令和7年7月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として、手当を支給する制度である。 児童手当法に基づき認定請求書より、申請情報の登録、認定決定、支払月額の決定、各種通知書の作成を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 ①認定請求書による受給者、支給対象児童の資格要件等の確認に関する事務（児童手当法施行規則第1条の4、等） ②現況届の確認に関する事務（児童手当法施行規則第4条、等） ③地方税関係、年金給付関係等の情報確認に関する事務（情報提供ネットワークシステムの利用を想定） ④「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込み、受領。
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

受給者台帳情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 同法別表の81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第44条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子ども家庭部児童福祉課
②所属長の役職名	子ども家庭部次長（児童福祉課長事務取扱）

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	香芝市 子ども家庭部児童福祉課 639-0251 香芝市逢坂一丁目374番地1 問い合わせ先電話番号 0745-79-7522
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	香芝市 子ども家庭部児童福祉課 639-0251 香芝市逢坂一丁目374番地1 問い合わせ先電話番号 0745-79-7522
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童手当担当課以外の当手当台帳を使用することは出来ず、各担当者がパスワードを設定しているため。 また、担当者が情報に係る研修を受講しているため。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	児童手当担当課以外の当手当台帳を使用することは出来ず、各担当者がパスワードを設定しているため。 また、担当者が情報に係る研修を受講しているため。	

[illegible]